２０１１年（平成２３年）２月２５日

〒１００－８４１１
東京都千代田区有楽町１丁目１３番１号
第一生命保険株式会社
監査役　今野 照雄　殿　　監査役　皆川 雅紀　殿
監査役　大森 政輔　殿　　監査役　北島 義俊　殿

通知人[redacted]代理人
弁護士　阪　口　徳　雄
弁護士　由　良　尚　文
弁護士　前　川　拓　郎
（連絡先）〒541-0041
大阪市北区西天満３丁目１４番１６号
西天満パークビル３号館８階
あさひ法律事務所
電話 06-6314-4188　FAX 06-6314-4187
弁　護　士　　阪　口　徳　雄

責任追及等の訴え提起請求書

冠省

当職らは、貴社の株式を６か月前より１株保有している通知人[redacted]（住所：[redacted]）（以下「通知人」という。）の代理人として、本状を差し出します。

第１　第一生命における政界工作の発生

１　第一生命は、金融庁から、平成１９年２月１日付金融第１９４号「保険金の支払状況に係る実態把握について」に基づき、調査と報告が命ぜ

行、報告内容の決定、ヒヤリングへの対応、金融庁との折衝全体を所轄する取締役であったが、同人は金融庁に対し穏便に対処してもらうよう、当時の国会議員等に対し、様々な働きかけを行った。特に、第一生命の保険金不払い問題の実態とその隠蔽が金融庁に発見され、他社より厳しい行政処分を受ける恐れがあったので、それを回避する目的で以下の行為を行った。

2（パーティ券購入費）

渡邉らは、山本明彦金融副大臣をはじめ、生命保険会社に協力してくれる自民党の国会議員にランク付けをし、

（1）　２００７年（平成１９年）４月１日から２００８年（平成２０年）３月３１日までの間、別紙のとおりパーティ券を購入し、合計１１５６万円を支出していた。

「主要議員」であった尾身幸次元財務相に１０８万円、自民党の幹事長代理であった石原伸晃に８８万円を支出した。当時の野党であった国会議員にも支出していた。

（2）　２００８年（平成２０年）４月から本日までの約３年間にも同じように、国会議員に合計３０００万円を支出していると思われる。

（3）　以上、パーティ券購入代金は、合計４１５６万円にのぼる。

3　（国会議員の接待）

渡辺らは、自ら又は部下に指示して、自社に迎合する国会議員を料亭に招き、協力を要請した。２００７年４月から２０１１年１月末まで、この接待費を控えめに見ても合計３００万円を支出した。

4　（異常な選挙応援）

（1）　同社専務執行役員だった渡邉光一郎が、２００９年８月の総選挙で自民、民主両党などの候補者２８人を応援して全国行脚を行った。激励訪問を受けたのは、別紙（「渡邉光一郎が２００９年８月の総選挙にかけつけた国会議員一覧表」）のとおり、自民、民主両党を中心に２８人の前職の候補者（自民２４人、民主２人、国民新１人、無所属１人）である。

渡邉は１８日の公示日に、群馬県前橋市の自民党の尾身幸次元財務相（群馬１区）の出陣式に参加。同日、都内の与謝野馨元財務・金融・経済財政担当相を含む３候補の陣営を“陣中見舞い”した。翌１９日に、渡邉は京都、長野、東海地方を巡り、後半戦の２４日からは福島県、九州、中国、北海道、富山県、四国とかけ歩き、公示日から投票日前日までの１２日間のうち９日を選挙応援にあてるほど熱心で、１７都道府県を行脚し、推定移動距離は１万キロ、政党の党首並みの奔走ぶりであった。

（2）①　渡邉光一郎の当時の月収は約５００万円であるところ、１ヵ月のうち、９ヵ月間、本来の取締役としての業務を放棄し、上記のとおり自民党の国会議員の応援ばかりをしていたので、５００万円×９／３１≒１４５万円を違法に取得した。よって、第一生命の受けた損害は、金１４５万円である。

②　渡邉光一郎は、上記国会議員の選挙応援の為に交通費、旅費等を違法に出費している。この金額は控えめにみても１００万円を下らない。

（3）　よって、渡邉光一郎の行為により、第一生命の受けた損害は、金２４５万円である。

５　（会社が受けた損害金合計）

以上の行為により、会社が受けた損害金は合計４７０１万円になるが、都合により金４７００万円を請求する。

第２　被告となるべき者（会社法施行規則２１７条１号）

渡邉　光一郎

第３　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実（会社法施行規則２１７条２号）

１　請求の趣旨

（1）　被告は、第一生命保険株式会社に対し、金４７００万円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済みまで年５分の割合によ

る金員を支払え。

（2）　訴訟費用は被告らの負担とする。

（3）　仮執行宣言

2　請求を特定するのに必要な事実

（1）　本件事実の発生

上記のとおり

（2）　責任原因

前記のごとく、取締役が自社に「有利」に金融庁の処分を国会議員を通じて軽減して貰うことや、金融庁の動きの情報を特別入手することを目的に、特定の国会議員のパーティ券を購入したり、高級料亭で接待することは、職務権限のある国会議員に対しては賄賂に当たり、職務権限がない国会議員に対してであっても、事実上の賄賂に当たり、取締役の善管注意義務であり違法である。

また、生命保険会社の役員が、会社の費用で特定の国会議員に対して選挙応援をすることは、取締役の任務を放棄し、善管注意義務に違反する。特にこの選挙では「政権交代」が最大の争点になっているときに、当時の与党の国会議員中心に支援することは、取締役の善管注意義務にも違反する。

第４　責任追及等の訴え提起の請求

よって，通知人は，役員らに対して責任追及の訴えを提起するに際して貴社を代表される貴殿らに対し，会社法８４７条１項に基づき，本件取締役を被告として，責任追及等の訴えを提起されるよう，本書をもって請求をします。

仮に万が一，本提訴請求書が到達してから６０日以内に，貴社において上記責任追及等の訴えを提起しないときは，通知人が，会社法８４７条３項に基づき，本件取締役らを被告とする株主代表訴訟を提起する可能性がありますので，念のため申し添えます。

草々

パーティ券購入一覧表（2007年4月1日～2008年3月31日）

〈自民党〉

氏名	金額
尾身幸次	1,080,000
石原伸晃	880,000
保岡興治	625,000
木村義雄	580,000
柳沢伯夫	560,000
平沼赳夫	480,000
中山成彬	460,000
伊吹文明	450,000
金子一義	400,000
林芳正	400,000
中山恭子	400,000
江崎洋一郎	350,000
津島雄二	340,000
望月義夫	340,000
大野功統	300,000
岸田文雄	260,000
根本匠	240,000
七条明	220,000
野田毅	200,000
高村正彦	180,000
塩崎泰久	180,000
平岡秀夫	160,000
伊藤達也	160,000
坂本由紀子	160,000
佐藤剛男	160,000
金田勝年	140,000
宮下一郎	120,000
（10万円以下） 衛藤征士郎　小坂憲次 太田誠一　上川陽子 松島みどり　佐藤たつお 増原義剛　北上圭朗 後藤茂之　加藤勝信 額賀福志郎	
自民党合計	10,740,000

〈民主党〉

氏名	金額
岡田克也	260,000
峰崎直樹	260,000
小沢鋭仁	240,000
海江田万里	60,000
民主党合計	820,000

全合計	11,560,000

渡邉光一郎が2009年8月の総選挙にかけつけた国会議員一覧表

議員名	選挙区	ランク	訪問日	主要役職
石原伸晃	(東京8)	主要	18	党幹事長代理
伊藤達也	(東京22)	若手	18	党中小企業調査局長
尾身幸次	(群馬1)	主要	18	党消費者問題調査会長代理
与謝野馨	(東京1)	ポスト	18	経済財政担当相
伊吹文明	(京都1)	幹部	19	党税制調査会顧問
北上圭朗	(京都4)	なし	19	党男女共同参画
谷垣禎一	(京都5)	功労	19	党税制調査会副会長
後藤茂之	(長野4)	若手	20	党厚生労働部会長
宮下一郎	(長野5)	若手	20	党財務金融部会副部会長
金子一義	(岐阜4)	主要	22	国土交通相
上川陽子	(静岡1)	若手	22	党消費者問題調査会長代理
柳沢伯夫	(静岡3)	主要	22	党税制調査会小委員長
山本明彦	(愛知15)	友好候補	22	当財務金融部会部会長代理
鴨下一郎	(東京13)	なし	24	党国体副委員長
根本匠	(福島2)	友好候補	24	党政務調査会副会長
太田誠一	(福岡3)	主要	25	党人権問題等調査会長
中山成彬	(宮崎1)	主要	25	内閣委員
保岡興治	(鹿児島1)	主要	25	党司法制度調査会長
岸田文雄	(広島1)	友好	26	党消費者問題調査会長
高村正彦	(山口1)	ポスト	26	党保険議運会長
増原義剛	(広島3)	友好候補	26	消費者行政内閣副大臣
町村信孝	(北海道5)	ポスト	27	党税制調査会顧問
鳩山由紀夫	(北海道9)	幹部	27	党幹事長
綿貫民輔	(富山3)	なし	27	国民新党代表
大野功統	(香川3)	主要	29	党金融調査会長
木村義雄	(香川2)	友好	29	党財務委員長
塩崎恭久	(愛媛1)	主要	29	党税制調査会副会長
村上誠一郎	(愛媛2)	友好候補	29	党地域再生調査会長